

# 令和6年度台湾における県産農林水産物等の魅力発信事業 業務委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「令和6年度台湾における県産農林水産物等の魅力発信事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

## 1 目的

台湾について、インフルエンサー等の招へい、情報コンテンツの制作・配信等の取組を通じて、福島県の現状や安全性確保の取組、福島県産農林水産物の魅力などの情報発信を行うことで、県産農林水産物の風評払拭及びイメージ向上につなげる。

## 2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

## 3 業務の内容

### (1) インフルエンサー等の招へい

県産農林水産物の安全性確保に係る取組や夏季に旬を迎える農林水産物の魅力についての理解促進に向け、台湾現地において発信力のあるインフルエンサー等を招いた福島県内ツアーを開催するとともに、SNS等を通じて情報発信を行うものとする。

#### ア 実施時期等

令和6年7月から9月のうち4日間程度（福島県滞在期間）

#### イ 実施内容

##### (ア) 台湾インフルエンサー等を招いた福島県内ツアーの開催

###### a 各種資料の作成及び翻訳

以下の資料を作成、翻訳し、ツアー時に使用するとともに、福島県の指示に応じて提出するものとする。

(a) 行程表（日本語、中国語（繁体字））

(b) 見学先等に関する資料（日本語、中国語（繁体字））

(c) その他ツアーの実施に際して必要な資料

###### b インフルエンサーの選定及び調整

福島県と協議のうえ、台湾現地において幅広い層（年齢、性別等）に発信できるインフルエンサー（台湾在住、6名程度を想定）を選定するとともに、調整及びアテンドを行うものとする。

###### c ツアーの内容等

福島県内で実施するものとし、以下の内容を含むとともに、訪問先等とのアポイントを取得し、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

内容については、福島県と調整のうえ、決定するものとする。

(a) 県産農林水産物の生産地を見学する機会を有すること。

(b) 県産農林水産物及び日本食を食する機会を有すること。

(c) 県産農林水産物の安全性確保に係る県の取組を学ぶ機会を有すること。

(d) 県産農林水産物に関連する施設（酒蔵等）を見学する機会を有すること。

(e) その他、県産農林水産物のPRに繋がる機会を有すること。

###### d SNSによる情報発信

ツアーに参加したインフルエンサーは、ツアーによる訪問先毎に1回以上、SNSを活用して県産農林水産物をはじめとした福島県のPRに係る発信をするものとする。

###### e その他

(a) ツアーに伴うインフルエンサーのSNSによる発信には、「(2) 情報コンテンツの制作・配信」で設置する特設ウェブページへのリンク等を掲載するものとする。

(b) ツアーに参加する対象の移動及び宿泊に係る一切について手配及び調整するものとし、その他、ツアーに必要な項目一切について対応するものとする。

- (c) ツアーの全日程において、県内の地理に詳しい添乗員を1名以上配置するものとし、ツアーに係るアテンドの一切を担うものとする。
  - (d) 一般分野における日常会話が可能なレベルの通訳者（日本語及び中国語）を1名以上手配するものとする。
- (2) 情報コンテンツの制作・配信
- 県産農林水産物の安全性確保に係る取組や農林水産物の魅力についての理解促進に向け、特設ウェブページを制作・公開するとともに、映像コンテンツを通じて情報発信を行うものとする。
- ア 実施時期等  
令和6年7月以降
- イ 実施内容
- (ア) 特設ウェブページの制作・公開
- 令和4年度に福島県が制作した特設ウェブページ（中国語）の内容を活用し、以下の項目に留意の上、本事業の期間中において各種情報発信のハブとなる特設ウェブページ（令和6年度版。以下、「本ページ」という。）を制作し、公開する。
- ウェブページの仕様及び内容については、福島県と調整のうえ、決定するものとする。なお、活用にあたり必要なコンテンツデータ等は福島県から支給する。
- a レスポンシブデザインに対応すること。
  - b 安全かつ適切なインターネット環境に本ページを設置すること。
  - c 本ページの公開期間中、改ざん等の被害防止のため定期的に点検を行うこと。また、公開期間終了後、効果検証に必要な情報等を取得した上で、本ページを適切に閉鎖すること。
- (イ) ツアー内容の記録及び映像コンテンツの制作・発信
- 「(1) インフルエンサー等の招へい」で実施する台湾インフルエンサー等を招いた福島県内ツアーの内容を記録し、台湾現地の一般消費者に向けた映像コンテンツを制作し、発信する。
- 内容及び発信については以下の項目を踏まえるものとするが、福島県と調整のうえ、決定する。
- a 映像コンテンツの内容は、ツアーの記録を元にするが、福島県の現状や安全性確保の取組、県産農林水産物の魅力を正確に伝える目的を達成するため、必要に応じて取材等を行い、内容を補うこと。
  - b 発信においては、インフルエンサーによる拡散、特設ウェブページへの掲載、台湾現地におけるデジタル広告の配信など幅広い手段を採用すること。
  - c 発信手段に応じて構成、再生時間などを調整し、複数の映像コンテンツを制作すること。
- (3) その他
- 上記の施策に加え、目的を達成するために必要な独自の施策を提案、実施すること。
- 4 提出書類
- 委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。
- 5 成果品
- 委託契約書に定める成果品は、次のとおりとする。
- (1) 「3 業務の内容」の各業務の実施結果（成果を定量的に評価するために設定した指標とその達成状況、分析を含む）をまとめた概要書及び報告書（実施状況写真含む）
  - (2) その他、福島県が必要と判断したもの。
- 6 財産権の取扱い
- 受注者が委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として福島県に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、福島県に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。
- (1) 受注者財産に関して出願・申請の手続を行う場合、福島県に報告すること。
  - (2) 福島県が公共の利益のために要請する場合、福島県に対し、当該財産を無償

で利用する権利を許諾すること。

- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、福島県の要請に応じて第三者へ実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

#### 7 その他

- (1) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福島県と協議し、福島県の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、福島県と受注者が協議して定める。
- (3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。
- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存しなければならない。